



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通^{きよつう}信

発行月：2018年1月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第4号として、冬号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2018年冬号 目次

- ごあいさつ p1
- 業務紹介 p2
- 事務所の概要 p3
- 判決に学ぶ p4
- いわゆる「拡大先願 / 準公知」 p5
- 意匠・商標 p6
- 海外の特許事情
- 各種セミナーのご紹介
- 弁理士紹介 p7
- 自動運転と民事責任
- 銀座界隈「てくてくグルメ」 p8



判決に学ぶ

弁護士 井上 修一

最高裁平成29年2月28日判決（平成27年（受）1876号）

～無効審判についての除斥期間経過後の無効の抗弁及び権利濫用の抗弁の可否～

第1. 初めに

本判決は、商標法4条1項10号に違反してされた商標登録について、商標法47条1項の定める除斥期間の経過後の無効の抗弁及び権利濫用の抗弁の主張の可否につき、判断を示した判決である。

なお、本件においては不正競争防止法2条1項1号の該当性も争われているが、本稿においては、上記論点に関する部分のみを扱う。

第2. 事案の概要

1 経緯

被上告人は、米国法人であるエマックス社の製造する電気瞬間湯沸器（以下「本件湯沸器」という。）につき日本国内における独占的な販売代理店契約を締結し、「エマックス」、「EemaX」又は「Eemax」の文字を横書きして成る各商標（以下「被上告人使用商標」と総称する。）を使用して本件湯沸器を販売していたが、上告人が、本件湯沸器を独自に輸入して日本国内で販売したことから、被上告人使用商標と同一の商標を使用する上告人の行為が不正競争防止法2条1項1号所定の不正競争に該当するなどと主張して、その商標の使用の差止め及び損害賠償等を求め本件訴を提起した。

これに対し、上告人は、被上告人に對し、「エマックス」の文字を標準文字で横書きしてなる商標及び上段にエマックス、下段にEemaXを併記してなる商標（以下、「本件登録商標」という。）につき有する各商標権に基づき、本件登録商標に類似する商標の使用の差止め等を求め、本件反訴を提起した。本件反訴において上告人は、本件登録商標は商標法4条1項10号に定める商標登録を受けることができない商標に該当し、被上告人に対する上記各商標権の行使は許されない等と主張して争った。

2 原審

原審は、被上告人使用商標は商標法4条1項10号にいう「他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」に当たり、被上告人使用商標と同一又は類似の商標である本件各登録商標のいずれについても、商標登録を受けることができない同号所定の商標に該当するから、同法39条において準用される特許法104条の3第1項に係る抗弁が認められ、被上告人に対する本件各商標権の行使は許されないとして、反訴請求を棄却すべきものとした。

第3. 判旨

本判決は、以下のように述べた上で、商標法4条1項10号該当性につき更に審理を尽くさせる必要があるものとして、本件を福岡高等裁判所に差し戻した。

「商標法47条1項は、商標登録が同法4条1項10号の規定に違反してされたときは、不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除き、商標権の設定登録の日から5年の除斥期間を経過した後はその商標登録についての無効審判を請求することができない旨定めており、その趣旨は、同号の規定に違反する商標登録は無効とされるべきものであるが、商標登録の無効審判が請求されることなく除斥期間が経過したときは、商標登録がされたことにより生じた既存の継続的な状態を保護するために、商標登録の有効性を争い得ないものとしたことにあると解される（最高裁平成15年（行ヒ）第353号同17年7月11日第二小法廷判決・裁判集民事217号317頁参照）。そして、商標法39条において準用される特許法104条の3第1項の規定（以下「本件規定」という。）によれば、商標権侵害訴訟において、商標登録が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、商標権者は相手方に対しその権利行使することができないとされているところ、上記のとおり商標権の設定登録の日から5年を経過した後は商標法47条1項の規定により同法4条1項10号該当を理由とする商標登録の無効審判を請求することができないのであるから、この無効審判が請求されないまま上記の期間を経過した後に商標権侵害訴訟の相手方が商標登録の無効理由の存在を主張しても、同訴訟において商標登録が無効審判により無効にされるべきものと認める余地はない。また、上記の期間経過後であっても商標権侵害訴訟において商標法4条1項10号該当を理由として本件規定に係る抗弁を主張し得ることとすると、商標権者は、商標権侵害訴訟を提起しても、相手方からそのような抗弁を主張されることによって自らの権利行使することができなくなり、商標登録がされたことによる既存の継続的な状態を保護するものとした同法47条1項の上記趣旨が没却されることとなる。

そうすると、商標法4条1項10号該当を理由とする商標登録の無効審判が請求されないまま商標権の設定登録の日から5年を経過した後においては、当該商標登録が不正競争の目的で受けたものである場合を除き、商標権侵害訴訟の相手方は、その登録商標が同号に該当することによる商標登録の無効理由の存在をもって、本件規定に係る抗弁を主張することが許されないと解するのが相当である。

一方、商標法4条1項10号が、商標登録の出願時において他人の業務に係る商品又は役務（以下「商品等」という。）を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標につき商標登録を受けることができないものとしている（同条3項参照）のは、需要者の間に広く認識されている商標との関係で商品等の出所の混同の防止を図るとともに、当該商標につき自己の業務に係る商品等を表示するものとして認識されている者の利益と商標登録出願人の利益との調整を図るものであると解される。そうすると、登録商標が商標法4条1項10号に該当するものであるにもかかわらず同号の規定に違反して商標登録がされた場合に、当該登録商標と同一又は類似の商標につき自己の業務に係る商品等を表示するものとして当該商標登録の出願時において需要者の間に広く認識されている者に対してまでも、商標権者が当該登録商標に係る商標権の侵害を主張して商標の使用の差止め等を求めるることは、特段の事情がない限り、商標法の法目的一つである客観的に公正な競争秩序の維持を害するものとして、権利の濫用に当たり許されないものというべきである（最高裁昭和60年（オ）第1576号平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号876頁参照）。そこで、商標権侵害訴訟の相手方は、自己の業務に係る商品等を表示するものとして認識されている商標との関係で登録商標が商標法4条1項10号に該当することを理由として、自己に対する商標権の行使が権利の濫用に当たることを抗弁として主張することができるものと解されるところ、かかる抗弁については、商標権の設定登録の日から5年を経過したために本件規定に係る抗弁を主張し得なくなった後においても主張することができるものとしても、同法47条1項の上記（ア）の趣旨を没却するものとはいえない。

したがって、商標法4条1項10号該当を理由とする商標登録の無効審判が請求されないまま商標権の設定登録の日から5年を経過した後であっても、当該商標登録が不正競争の目的で受けたものであるか否かにかかわらず、商標権侵害訴訟の相手方は、その登録商標が自己の業務に係る商品等を表示するものとして当該商標登録の出願時において需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であるために同号に該当することを理由として、自己に対する商標権の行使が権利の濫用に当たることを抗弁として主張することができるものと解される。

第4. 解説

1 本判決前の事情

最高裁平成12年4月11日判決（キルビー事件）は、特許に無効事由があるときは、その特許権に基づく権利行使は、特段の事情がない限り、権利の濫用にあたり許されないとした（権利濫用の抗弁）。

その後商標権についても、同様の権利濫用の抗弁が下級審の判決で認められていたところ、平成16年改正において、特許法と共に商標法においても、上記キルビー事件判決の法理を明文化したものとして、無効の抗弁につき規定された（特許法104条の3第1項を準用する商標法39条）。

この無効の抗弁については、特許法104条の3第1項において、「当該特許が特許無効審判により……無効にされるべきものと認められるとき」に提出することができるものとされており、これを準用する商標法においては、商標登録が無効審判により無効にされるべきものと認められるときに提出することができる。

この点につき特許法においては、特許無効審判における無効事由の主張に特に期間制限は設けられていないことから、無効の抗弁の提出時期について問題が生じることはない。これに対し、商標法においては、一定の無効理由につき「不正競争の目的」又は「不正の目的」で商標登録を受けた場合を除いて、商標権の設定の登録の日から5年を経過した後は無効審判を請求することはできないとして、除斥期間が定められている（商標法47条1項）。

そこで、特許法においては生じえない商標法独自の論点として、このような除斥期間が経過し、無効審判の請求が不可能な時期に至った場合においても、侵害訴訟において、商標登録が無効審判により無効にされるべきものと認められるとして、無効の抗弁を提出することができるかが議論されていた。

2 本判決について

本判決は、上記論点につき最高裁として初めて判断を示した判決として、大きな意義を有する。

すなわち本判決は、上記のように、「無効審判により……無効とされるべきものと認められるとき」という商標法39条が準用する特許法104条の3第1項の文言及び商標登録がされたことにより生じた既存の継続的な状態を保護するという商標法47条1項の趣旨に鑑みて、商標法4条1項10号該当を理由とする商標登録の無効審判が請求されないまま商標権の設定登録の日から5年を経過した場合においては、当該商標登録が不正競争の目的で受けたものである場合を除き、商標権侵害訴訟における無効の抗弁の主張は許されないものとした。

これに対し、本判決は、権利濫用の抗弁については異なる判断をしている。

すなわち、権利濫用の抗弁のうち、当該特許又は商標登録が無効審判により無効にされるべきものと認められる場合については、上記のように無効の抗弁として明文化されたが、権利濫用の抗弁は、民法1条3項における「権利の濫用は、これを許さない。」との一般条項に根拠を有するものであり、無効の抗弁とイコールではない。

したがって、無効の抗弁が認められない場合であっても、具体的な事情を考慮して、商標権による権利行使が権利の濫用と認められる場合においては、権利濫用の抗弁が認められる余地が存するということとなる。

そして、この点について本判決は、商標法4条1項10号に該当するにもかかわらず商標登録がされた場合において、当該商標と同一又は類似の商標につき、当該商標の出願時において、自己の業務に係る商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されるに至っていた者自身については、無効の抗弁を主張しなくなった場合においても、自己に対する商標権の行使が権利の濫用に当たるものとして、権利濫用の抗弁を主張することが許されたとした。

すなわち、本判決は、除斥期間経過後の無効の抗弁の主張を否定しつつ、権利濫用の抗弁については主張の余地を残した判決であるということになる。

3 留意事項

本件は、被上告人自らが商標法4条1項10号にいう周知性を有している者自身であった

ことから、無効の抗弁が認められても、権利濫用の抗弁が認められても結論に差異は生じない事案であった。

しかしながら、無効の抗弁の主張は、当該商標登録に無効事由があり、無効審判により無効とされるべき場合においては、何人においても認められるのに対し、上記判決は、権利濫用の抗弁につき、商標登録が商標法4条1項10号に違反する場合において、同号にいう周知性を有している者自身による主張を認めたものに過ぎない。そして、上記判旨に鑑みれば、その余の第三者による、商標登録が商標法4条1項10号に違反することを理由とする権利濫用の抗弁の主張は、認められないものと思われる。

また、本判決は商標法4条1項10号について判示したものであるが、上記の無効の抗弁の主張を否定した理由は、商標法47条1項で除斥期間が定められているその余の無効理由についても同様にあてはまる。したがって、その余の無効理由についても、除斥期間が経過して無効審判の請求ができなくなった場合において、無効の抗弁の主張が許されなくなる点に変わりはないものと思われる。

これに対して、権利濫用の抗弁については、諸般の事情を総合的に考慮して、商標権の行使が権利濫用といえるか否かが判断されることから、問題となる無効理由の趣旨や、事案の個別の事情に応じた、個別具体的な判断とならざるを得ない。したがって、商標法4条1項10号以外の無効理由について、無効の抗弁の主張が許されない場合において、いかなる事情があれば権利濫用の抗弁が認められるかは、必ずしも明らかではない。

以上のように、無効の抗弁と比較して、権利濫用の抗弁は、主張権者が限定され、かつ予測可能性にも乏しい点に鑑みれば、本判決において、権利濫用の抗弁の主張の余地が残されたとはいえない。除斥期間経過後の無効の抗弁の主張が原則として否定されたことの意義は軽視すべきではない。したがって、本判決によって、商標登録から5年の除斥期間が経過し、商標法47条1項によって主張し得る無効事由が限定される以前の早期に、無効審判の請求を行うことの重要性が増したことは間違いないであろう。

いわゆる「拡大先願／準公知」（日本国特許法第29条の2）に類する規定の各国の相違点 弁理士 濑口秀樹

1. 日本

日本特許法第29条の2では、後願の出願後に、先願について公開公報・特許公報によって先願の発明が公開された場合に、後願の請求項に係る発明が先願の出願時の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載され発明と同一である場合には、後願は特許を受けることができないとしています。すなわち、このような場合には、後願は審査段階においては拒絶され、過誤登録された場合には、特許は取消し又は無効とされ得ます（以下では、単に「拒絶等」されるという。）。

後願が先願の出願公開等により前に出願されていたとしても、後願に係る発明が先願の当初明細書等に記載された発明等と同一である場合には、後願が出願公開等されても新しい技術を何ら公開するものではありませんので、このような後願に係る発明に特許を付与することが、新しい発明の公開の代償として発明を保護しようとする特許制度の趣旨からみて妥当でないからです。

ただし、例外として、後願の出願時にその発明者又は出願人が、先願と同じ（完全同一）であるときには、後願は特許を受けることができる旨が規定されています。自分が発明したもの又は自分の先願によって拒絶されることがないようにするために、及び先願の詳細な説明の記載に基づき同一出願人が後日出願することを可能とするためです。

なお、後願の出願前に未公開だった先願は、後願の進歩性を判断する際には考慮されません（特許法第29条2項）。

2. 米国

改正米国特許法（America Invents Act : AIA）の第102条(a)(2)（拡大先願についての規定）によれば、後願の出願前に未公開でその後に公開された先願の明細書等に記載されている発明に後願のクレーム発明が一致している場合には、後願は新規性なしとして拒絶等されます。

ただし、先願と後願の発明者が完全同一であれば、後願は拒絶等されません。

また、第102条(b)(2)(C)の例外規定によれば、後願の有効出願日（優先権主張を伴う出願の場合、優先日）において、先願と後願の出願人が同一の場合、当該先願によって、後願が拒絶等されることはありません。この点、旧法の102条(e)の規定では、発明者が同一の場合には拒絶理由として適用されないが、出願人等が同一でも発明者が異なれば拒絶等の理由となるとされていました。

一方、第103条（特許要件：非自明性）は、第102条の先行技術と相違があつても、第102条の先行技術から自明なものは特許が受けられないことを規定します。したがって、後願の出願前に未公開でその後に公開された先願は、後願発明の進歩性否定の根拠として考慮してよいことが規定されています。

ただし、第102条(b)(2)(C)の規定の要件を満たす場合、すなわち、例え先願と後願の出願人が同一の場合は、当該先願は、後願発明の進歩性否定の根拠から除外されます。

3. 欧州

欧州特許条約（European Patent Convention: EPC）においては、新規性に関する第54条(1)～(3)の規定があり、第54条(3)によれば、後願の出願前に未公開でその後に公開された先願はその出願時の技術水準を構成するものとみなされ、当該先願に開示されている発明により、後願のクレーム発明は新規性なしとして拒絶等されます。

ただし、第54条(3)での先願による後願排除の範囲は非常に狭く、後願のクレーム発明が先願から一義的に読み取れる場合だけ後願が拒絶等されます。日本のような実質同一として拒絶等されるということはありません。

日本や米国と対比して、注意すべき相違点は、先願と後願の出願日が異なっていれば、同一発明者又は同一出願人であっても、EPC第54条(3)は適用され、後願は拒絶等されるということです。なお、自分の先願の開示により後願が拒絶等されることを自己衝突（self collision）といいます。

一方、欧州では、後願の出願前に未公開だった先願は、後願の進歩性を判断する際には考慮されません（第56条第2文）。

4. 中国

中国の専利法第22条2項によれば、出願日前に既に提出され、かつその出願日以後（出願日を含む。）に公報に公開・公告がされた先願（拡大先願：中国では「抵触出願」と呼ぶ。）が存在する場合、後願発明は新規性が否定され、専利権を受けることができないとされています。

また、欧州と同様に、先願と後願の出願日が異なっていれば、同一発明者又は同一出願人であっても、後願の出願前に未公開だった先願により、後願は新規性なしとして拒絶等され得るので、自己衝突の可能性があります。ただし、欧州とは異なり、実質的に同一として新規性が認められない場合があるため、拡大先願の適用に関しては、最も厳しいと言われています。

一方、進歩性（創造性、第22条第3款）に関しては、専利法の規定上は明確ではありませんが、審査指南では、上記のような先願は進歩性阻害の引例にはならないとされています（審査指南第2部分第3章2.2、第4章2.1）。

5. 韓国

拡大先願に関する条文については、日本と非常に類似しており、発明者又は出願人が同一であれば、かつ、先願と後願のクレーム発明が異なつていれば特許を受けることができる規定されています（特許法第29条第3項）。

6. おわりに；実務上の指針

外国にもいづれ出願することを前提とした基礎出願としての国内出願を複数する場合、いわゆる「拡大先願」の規定により後願が拒絶等されることを避けるため、それぞれの出願の出願人又は発明者を完全に同一にしておくことは、上述のように米国や韓国では有効です。

しかし、欧州や中国にも出願する場合には、出願人等が同一であっても、「拡大先願」の規定が適用されるので、前述した「自己衝突」を防ぐ対策が必要となります。たとえば複数の出願を同日に出願することや、複数優先権を主張すること、先願の明細書（実施の形態）に後願の発明を記載しないこと、欧州や中国への出願時に、1年内に日本に出願した複数の特許出願を一つにまとめ、一つの欧州特許出願、中国特許出願又は国際特許出願を行う等の留意が必要あります。

意匠・商標

各国に直接個別出願する以外の方法として、意匠にはハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願制度（以下「ハーグ」という。）、商標にはマドリッド協定議定書による国際出願制度（以下「マドプロ」という。）があります。特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度との比較【表1】をご覧いただくと、各制度がより分かりやすいかと思います。

各制度による出願のメリットとしては、まずは大幅なコスト削減が挙げられます。現地代理人費用が不要のため、個別出願の半額程度で済むケースも弊所ありました。また、登録の可否がわかる時期が明確なものもメリットです。ハーグでは国際公表から6月又は12月以内、マドプロでは国際事務局の通知日から12月又は18月以内、と各国の審査期間が制限されているためです。

ただ、ハーグやマドプロを利用できない国はまだ多いですし、各国の審査期間は2011年以降概ね短縮傾向にあるため、時期のメリットも小さくなりつつあります。例えば中国に商標を個別出願した場合、出願から登録まで464日（2015年度平均）と、マドプロ（18月）との差はほとんどありません。

お客様の出願国や事業内容により、お勧めする出願方法は大きく変わってまいります。外国出願をお考えの際は、ぜひ一度弊所にご相談ください。

【表1】ハーグ・マドプロ・PCTの比較（2017年12月現在）

	ハーグ（意匠）	マドプロ（商標）	PCT（特許）
基礎要件	不要	本国において出願又は登録された商標が必要	不要
締約（加盟）国	52ヶ国	99ヶ国	152ヶ国
国の指定	国際出願時に保護を求める国を指定（事後指定は不可）	国際出願時に保護を求める国を指定又は事後指定	国際出願時にみなし全指定
国際公表（公開）の時期	原則、国際登録から6月後国際登録後の即時公表、及び、公表の延期（最長30月）の請求が可能	国際登録後	優先日から18月
国際調査・国際予備審査	なし	なし	あり
国内移行手続	不要	不要	必要（日本は国内書面の提出）
セントラルアタック	なし	あり	なし
保護の期間	協定上の要件は15年以上	10年（更新可能）	国内移行した国の制度による
更新手続	5年ごと	10年ごと	国内移行した国の制度による

文：弁理士 荒船 博司



海外の特許事情

アメリカ合衆国にあっては、米国特許庁が、グローバルドシエイニシアティブ（Global Dossier Initiative）の一部として引用文献一覧のベータ版をリリースしました。実際に米国特許庁のウェブサイトを見てみると、パテントファミリーにおいて引用された文献一覧の全てを見る事ができます。また、同一文献がどの国の特許庁において引用されているかが容易に把握できます。将来は、文献の内容を実際に見ることができるようになります。また、米国特許庁及び日本国特許庁間では、優先権書類の電子的交換が2017年9月30日をもって終了し、同年10月1日より、WIPOのデジタルアクセスサービス（DAS）に一本化されています。

欧州にあっては、EPO審判部は、出願後に提出した実験証拠により進歩性を裏付けた異議申立に関する決定書T488/16を発行しました。具体的には、EPO審判部は、特許権者の主張を認めず特許を無効としました。この決定は、出願後に提出された実験証拠にのみ依拠することは避けるべきであるという点で、特に医薬及びバイオテクノロジー産業にとって重大な意味合いを持ちます。また、ドイツにおける統一特許裁判所（UPC）協定の批准に関し、更なる情報が得られました。批准法案に関する不署名の連邦憲法裁判所の要請は、ドイツの基本法違反に鑑みてなされているようで、連邦憲法裁判所が解決すべき争点の数と複雑性から、UPCは、2018年当初より開始されそうにないようです。UPCの全体プロジェクトは、 Brexit後のイギリスの情勢についてより明確になるまで、引き伸ばされると懸念されています。

アジアにあっては、韓国において、拒絶決定に対する不服審判請求期間又は異議申立理由などの補正期間の延長請求について、2017年10月1日より、出願人コード上の住所が韓国外である場合には、延長期間が最大60日であることに変更がないものの、請求回数が1回から2回に変更されます。インドにおいて、コンピュータ関連発明の改定ガイドラインが2017年6月30日に公表されました。この改定ガイドラインは、従来のガイドラインと比してより特許付与に対して好意的であるようになります。例えば、コンピュータ関連発明の特許性を決定するテスト・指標の項目が削除されるなどの改定がされています。また、インドでは、PPHプログラムのメンバーではないものの、審査官の数を増やしたり、審査を要する期間を低減する手続を導入したりしています。実際に、最初の審査レポートについて、2015年4月から2016年3月までの1年間で約17,000件が発行されたのに対し、2017年1月から7月の7月で約30,000件が発行されたようです。（以上は、現地代理人ニュースレターなどを参考として所内向けに作成された資料の抜粋です）

文：弁理士 白井 弘喜

各種セミナーのご紹介



●技術者向けのセミナー（その2）

目的 ①出願書類（特許請求の範囲、明細書）の読み方を習得する。
②明細書から特許請求の範囲をイメージできるようにする。

内容 (1)はじめに

(2)出願書類の役割

①特許願、②明細書、③特許請求の範囲、④図面、⑤要約書の夫々に記載すべき事項について説明する。

(3)明細書等の読み方

明細書等を効率的に読むための手順を説明する。

(4)演習

明細書から特許請求の範囲（クレーム）を作成する。

具体的には、明細書の課題を把握し、課題を解決するために必要な構成要素を抽出して文章化する。そして、作成した文章中に余計な文言がないか確認する作業をしてクレームを完成させる。できたクレームを担当講師に見せ、合格するまで繰り返す。

特徴

・講義中心ではなく、演習を通じて理解させる。

・少人数形式（8～10名程度）で個別に指導する。

●詳しくはお問い合わせください

弁理士 小林 寛之

弁理士紹介

弁理士 安齋 きみか

私は、企業にて製品開発部門での開発業務、及び知的財産部門での特許関連業務をそれぞれ経験した後に、2014年に弊所に入所いたしました。

企業での業務を通じて、企業における特許出願の戦略には、事業の自由度の確保、業界への参入障壁の構築及びマネタイズといった様々な観点があることを学びました。また、これらの戦略の多様性に加え、一つ一つの特許出願の目的は、競合他社の状況や発明の重要度などに応じて実に様々であることを実感いたしました。

一方、特許事務所の業務では、企業に在職中には意識が行き届いていなかった、より良い権利を取得するための特許出願及び権利化手続上の詳細な留意点を学ぶことができました。

現在、種々の技術分野の特許出願を担当させていただいておりますが、企業及び弊所での経験を生かして、お客様が発明に込められた思いをできる限り汲み取り、その出願の目的を達成するための最良の方策を考えながら日々業務に取り組んでおります。

特許出願は、権利化されて実際に活用されるまでに長い期間を要しますが、その出願が目的通りに活用でき、弊所に依頼して良かったと思っていただけるよう、今後も研鑽を積んで参りたいと思います。



私は、2001年に入所し、特許出願や中間処理などの業務に携わっております。主に情報処理、画像処理、制御、通信の分野を担当しています。

もとは文系の大学出身で、特許に関心はあるものの実際に仕事として関わることは難しいだろうと考えておりました。ところが、図らずも弊所に入所して特許明細書を作成する機会に恵まれ、業務経験を重ねるうちに、新しい技術に一早く触ることができ、その保護に携わっていくことのできるこの仕事により一層の魅力を感じるようになり、弁理士を志しました。また、発明を理解するための幅広い技術的な知識を深めるべく、大学に編入して電気工学を専攻いたしました。

特許出願においては、お客様にとって価値のある権利範囲となるように発明を表現していく必要があります。そのためにお客様から直接発明の技術説明やニーズをお聞きすることのできる面談の時間を大切にして発明の正確な理解に努め、その発明をわかりやすく的確に表現することを心掛けて各案件の明細書の作成に取り組んでおります。

これからも、日々研鑽に励み、ご依頼に対して最良な対応ができるよう努めてまいります。何卒よろしくお願い申し上げます。

自動運転と民事責任

弁護士 中井 英登

1 自動運転技術が進展しています。自動運転技術の実用化は、交通事故の減少や、渋滞の解消・緩和等に、大きな効果を發揮するものと期待されています。反面、自動車のコントロールの主体が、「人」から「システム」へと移ることに伴い、交通事故の被害者（事故の相手方等）に対する民事責任のあり方について、見直しがなされるものと思われます。そこで、今後の自動運転技術の発展段階に応じて、誰が、どのような責任を負うことになるのかを考えてみます。

2 完全自動運転に至らない段階（自動運転技術レベル3まで）

この段階では、少なくともシステムが要請したときには、運転者が、加速・操舵・制動を行うこととされています。そのため、第一次的には、現在と同様、自賠責法上の運行供用者であるドライバー又は所有者が、賠償責任を負うことになると思われます。ただし、事故の発生に関して、ドライバーの過失とシステムの不具合とが競合する場合には、自らの負担分を超えて、自賠責保険金額（限度額）を超える額を賠償した者（任意保険会社等）から、製造者、販売者等に対して、保険代償に基づく求償請求を行うことも考えられます。

3 完全自动運転が実現した段階（自動運転技術レベル4）

この段階では、加速・操舵・制動をすべてシステムが行い、ドライバーが全く関与しないという状態が想定されています。そのため、被害者に対して、誰が第一次的責任を負うかが、問題となります。

この点、現在の自賠法を前提として、ドライバー又は所有者を運行供用者と位置づけて、第一次的責任を負わせることも可能と解されています（注1）。しかし、ドライバーの制御できない事象により発生した事故に対して、運行供用者が法的責任を負うことについて、国民の納得が得られない可能性もあります（注2）。そこで、製造者、販売者等が、製造物責任等を根拠として、第一次的責任を負うものとするなどして、原則として、ドライバー又は所有者が賠償責任を負わない方向で調整されることが考えられます。

（注1）戸嶋浩二「自動走行車（自動運転）の実現に向けた法制度の現状と課題（下）」NBL1074号50頁、藤田友敬「自動運転と運行供用者の責任」ジュリスト1501号24頁参照。

（注2）福井地判平成27年4月13日（もらい事故事件判決）参照。

（注3）私見ですが、人身事故については、国民全体で負担する社会保障的な仕組みを新たに作ることも考えられると思います。例えば、ニュージーランドでは、

交通事故の被害者の救済は、社会保障的な制度によりなされており、被害者は誰でもこの適用を受けられます（2017年版「民事交通事故算定基準」上巻379頁参照。制度の詳細については、<https://www.acc.co.nz/>を参照）。

銀座界隈

てくてく グルメ



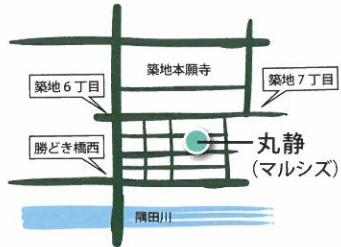
光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

とっておきのお店を
ご紹介致します

MAP



Café comme ça



丸静 (マルシズ)

中央区築地6丁目12番10号 電話：03-3541-0072



■ 営業時間 11:30～14:30、17:30～19:00
(但し、鰻がなくなり次第終了)

■ 定休日 日曜・祭日

築地の鰻の名店。うな重は半身2枚の臣(3600円)から半身の数に応じて三種類。鰻はしっかりと焼き色がついてながらふわっとしており、タレも甘すぎずさっぱりとしていて食べやすい。夏に食べる機会の多い鰻だが、こちらの大将曰く秋から冬にかけて鰻はどんどんおいしくなるとのこと。冬こそいただきたいという重である。

銀座咖喱堂 銀座コア店

中央区銀座5-8-20 銀座コア B2F 電話：03-3573-0148



■ 営業時間 11:00～22:00(21:30L.O.)
ランチタイム：平日 11:00～15:00

■ 定休日 ビル休館日に準ずる

ブラウンを基調としたシックな店内でいただくカレーやシチューは、深みのある味わい。程よくスパイシーな黒毛和牛ビーフカレー(1,800円)や見た目も華やかな欧風野菜カレー(1,500円)など、ルーの違いも楽しめる。メニューは終日同じ価格設定で、ランチタイムはサラダとドリンクが付く。銀座駅A4出口直結。

Café comme ça 銀座店

中央区銀座4-3-1 並木館コムサステージ銀座 B1F 電話：03-3535-1090



銀座駅より徒歩2分、並木通り沿いのビル地下にあるスタイリッシュな装いのカフェ。貸し切り利用も可能な店内は、広々とした空間で居心地も抜群。「日本の食をアートする」をテーマに四季折々の旬のフレッシュフルーツをふんだんに使ったアートケーキ(950円～)は、日本人特有の繊細な技術と美的センスが光る。

■ 営業時間
月～土 11:00～23:00
日・祝日 11:00～20:00



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビル17階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>